

殉死の記憶と顕彰

——佐賀藩鍋島家を事例に——

谷口 真子

はじめに

近世の生と死を考えるにあたって、死者に対する大名家のまなざし、という観点から近年の研究をみると、①葬送儀礼にともない、鳴物停止や頭髪規制が行われ、家

臣と領民の両者に大名逝去の悲しみを共有する環境が作り出された、②回忌法要において恩赦が実施され、刑罰の減輕や赦免などが行われ、大名家の権威が表現された、③戦死戦功の家が顕彰され、断絶していた家筋の者もこの由緒によって召し出されることがあった、④藩祖・遠祖を神格化したり顕彰したりすることにより、その権威によりながら藩政改革を試みたり、政治的求心力を高め

ようとすることがあつた、などが指摘されていると言えよう⁽¹⁾。肉体的にはすでにこの世の者ではない人々を、生きている者がどのように国家や社会の中に位置づけるのか、とりわけ国家が死者をいかに扱うかは、政治的・社会的問題であつた。

本論文でとりあげる殉死は、実はこれらのはずれにも関係した行為である。殉死は一七世紀中葉まで、幕府でも藩でもみられた。別稿で検討するように、佐賀藩の殉死者には、主君の御側に仕えている、あるいは仕えた経験のある者が多かつた。その中には小姓で主君と男色関係にあつた者、死罪になるところを助けられた者、幼い頃から主君と生活を共にした者、石高は低いが家政において重要な位置にあつた者などが含まれる。彼らは、各

自分が主君とのさまざまな記憶を有し、やみがたい思いで、主君のあとを追つた。殉死者全員のライフ・ヒストリーは不明だが、記録された彼らの行動や言説をみる限り、当時の武士社会において殉死はさほど奇異な行動とはいえない⁽²⁾。

しかし、寛文三（一六六三）年、四代将軍家綱の武家諸法度発布の際に、諸大名に對して口頭で殉死禁止が伝えられた。その後、宇都宮藩奥平家の殉死に對し、幕府は奥平家を二万石減封して山形へ移し、殉死者の子にも斬罪を命じた。五代將軍綱吉の治世下、天和三（一六八三）年の武家諸法度で、殉死禁止は法度内に収録された。口頭での禁止から二〇年後のことであつた。

死した者の子孫についても、回忌法要で藩主お目見えなどが行われた。殉死が禁止されたのち、「追腹の子孫」としてひとまとまりにされる集団は、銀子拝領や寺での焼香その他の「名譽」を与えられた。また子孫の側では、先祖の由緒ゆえに家名復活や召し出しを求めるようになった。殉死の顕彰は藩と子孫の双方に、政治的・社会的効果をもたらしと考えられる。さらに寺での法要のみならず、藩祖ほか二人が明神号・大明神号を授与され、神社の祭神として祀られていく過程で、「追腹の子孫」は神号授与とともに、なう鍋島家の権威を高める行為に、一定の役割を果たし

そこで本論では、大名家の死にまつわるさまざまな動きの中で、殉死の記憶を掘り起こし顕彰する藩の政治的意図と、「追腹の子孫」としてのアイデンティティが形成されていった過程を考察したい。

一、殉死と殉死禁止以降の出家・剃髪

賀藩は殉死者の子孫、すなわち「追腹の子孫」を回忌法要の際に呼び出し、殉死を顕彰するようになる。少なくとも、寛文七年の藩祖鍋島直茂（日峯）五十回忌には、子孫が呼び出されて銀子を拝領しており、直茂以外に殉

一般には将軍家綱期に、主従関係は主君と家臣の個人

的関係から、御家と家との関係に変わったといわれる。

しかし、江戸時代において将軍や大名の代替わりは、現世の支配・統治が変わることを意味していた。将軍や大名は現代ほど機関化された存在ではなく、その意向を政治に反映させやすかつた。大名と家臣は契約関係にあつたわけではなく、召し抱えと召し放ちによってその主従関係が決定されており、最終的判断を下すのは大名であった。いわゆる「勘気をこうむつて」切腹を余儀なくされる者がいたことは、大名の力の強さを物語っている。山本常朝からの聞書を含んだ『葉隱』には、主君に諫言して受け入れらず切腹した、常朝の甥の例があげられている。

鍋島家では、藩祖鍋島直茂（日峯（院号）／高伝寺・宗智寺（葬られた寺）／元和四年六月三日（死去日）以下同様）に一二人、直茂後室で初代藩主鍋島勝茂の母（陽泰院／高伝寺・常照院／寛永六年正月八日）に八人、初代藩主鍋島勝茂（泰盛院／高伝寺／明暦三年三月二十四日）に二六人、鍋島勝茂の子で夭死した鍋島忠直（興國院／高伝寺・江戸賢崇寺／寛永一二年正月二八日）に五人、鍋島勝茂の女で上杉定勝室（伝高院／江戸宝蔵院／寛永

一二年六月三日）に六人、二代藩主鍋島光茂室（柳線院／高伝寺／明暦三年一二月二三日）に一人、深堀鍋島家祖の鍋島茂賢（恭法院／妙玉寺／正保二年二月九日）に二三人が殉死した。殉死は女性に対しても行われており、藩祖鍋島直茂の室、二代藩主鍋島光茂の室、勝茂の女で上杉定勝の室には、彼らに奉公していた者が男女を問わず殉死した。中には夫婦あとを追う場合もみられた⁽³⁾。殉死が禁止されたあとの大正藩主光茂以降には、殉死に代わって出家や剃髪が行われた。出家した例としては、先ほど言及した山本常朝があげられる。常朝は妻とともに出家した。彼は「武士道というは死ぬこととみつけたり」という言葉で有名だが、自身は光茂の御側仕えで、書物方などを担当していた。常朝は追腹を切れないしさを述べたが、実は幕府より早く殉死禁止令を出したのは、当の光茂だった。ただし、殉死が禁止されても、小姓や近習など御側の者と主君との関係はその後も続いたと考えられる。明治四（一八七一）年の廢藩置県を目前にして、一〇代藩主鍋島直正が五八歳で死去したとき、若いときから直正と生活を共にした五九歳の古川松根は、主君に殉死した。直正が逝去した三日後にあとを追つた

松根は、現在佐嘉神社内にある松根社に祭神として祀られている⁽⁴⁾。

以下、藩祖鍋島直茂、直茂後室で初代藩主鍋島勝茂の母、初代藩主鍋島勝茂、鍋島勝茂の子で夭死した鍋島忠直に殉死した「追腹の子孫」について検討する。

二、殉死の顕彰と「追腹の子孫」としての自負

(一) 上からの顕彰のはじまり

藩祖鍋島直茂（日峯）二十五回忌が寛永十九年六月三日に行われた。このとき三十三回忌と一緒にして法事をしている。直茂の子、勝茂によれば次のような理由によるものだつた。「日峯被仰聞候ハ、其方事、我等十三年忌迄國ヲ持候ハヽ、末ハ別条有之間敷候、公私万端ノ儀立入致心遣、國ヲ可相治者被成御意候ニ、今年廿五年ノ御法事相澄ン、御聖靈モ可為御満足ト存候、我等モ老年ニ候ヘハ、三十三年迄存命可有之儀モ難計ニ付テ、今度取越致執行候ト被仰候」。すなわち、直茂は自分の死後三年間、国政を保つことができればあとは安泰だらうと予

想していたので、二十五回忌はその思いに応えた喜ばしいものであろうというのが勝茂の思いだつた。そして法事を主催した勝茂自身も、老年で寿命もわからぬいため、三十三回忌の法事も一緒に執り行うこととし、菩提寺の高伝寺では一日間にわたり千部執行が催され、僧侶一三〇人が集まつて法要が行われた。しかし、「追腹の子孫」が法要に参加したという記事はでてこない⁽⁵⁾。

管見の限りで「追腹の子孫」が回忌法要に呼ばれたことが確認できるのは、直茂（日峯）五十回忌である。直茂に殉死した堤雅楽の子孫堤九兵衛が、寛文七（一六六七年六月三日の直茂（日峯）五十四回忌に、茶湯料として白銀三枚を与えられた記録が残つてゐる。実は、雅楽は直茂の死去の際、すぐに追腹を切ることができなかつた人物である。直茂が自身の臨終にあたり、勝茂の近習には老巧の士がいないので勝茂を支えるように、と言い残したため、雅楽は法体となつた。翌元和五年六月三日、直茂の一周年忌に再び愁訴して追腹が許されたといふ⁽⁶⁾。佐賀藩が殉死を禁止したのが寛文元年、幕府が口頭で殉死を禁止したのが寛文三年であることからすると、寛文七年の殉死顕彰は禁止の直後と言つてよいだらう。

(二) 藩主とのお目見え、侍としての自負

以後、江戸時代を通じて「追腹の子孫」は回忌法要に呼ばれた。享保二（一七一七）年六月三日、直茂（日峯）百回忌の法事が高伝寺・宗智寺、さらに江戸の賢崇寺でも行われた。直茂百回忌については、すでに野口朋隆氏が戦死者の子孫取り立ての観点から紹介しているので、ここでは簡単に触れておく⁽⁷⁾。

このとき四代藩主吉茂は国元におり、享保二五年に跡を継ぐことになる宗茂は江戸にいた。宗茂から法事のやり方について問い合わせがあつたため、国元では詳細な書き付けを作成して江戸に送っている。その史料によるところ、国元では法要で読経が行わされたほか、当日は一日中、領内は殺生禁断となり、施行が行われた。宗智寺では六月二日から三日まで法事が営まれた。恩赦も実施され、手明鑓以下の者で「御呵ならびに閉門・閉戸」などを免除されたものが一六人、足軽以下で帰郷を許された者が四人、出牢を許された者が二六人みえるほか、個人的に申しつけた軽罪の者を赦免するよう申し渡された、とも

書かれている。

直茂に殉死したのは一二二人であつた。その一人、八戸宗稠の子孫にあたる山本権右衛門は、この法事で二〇人扶持を拝領して家名が再興された。また殉死した斎藤佐渡・用之助父子については、加賀守（小城藩五代藩主鍋島直英）家来斎藤本左衛門が一家を代表して法事に参加した。「追腹の子孫」には銀三枚ずつ下賜されている。

「追腹の子孫」のほか、先祖の戦功忠勤を理由に召し出された家もある。たとえば、中橋主殿助（のちの中橋平兵衛）が、直茂に奉公し戦功も多く、かねて殉死の約束をしていたのに直茂の逝去前年に死亡したという由緒から、子孫の中橋半左衛門が召し出され、切米二〇石を拝領している。手明鑓に召し出された田雜郡平、同じく一代五人扶持を認められた中野主馬なども、召し出しの理由は先祖の戦功忠勤であつた⁽⁸⁾。

ただし、「追腹の子孫」は家の名誉ではあつたが、子孫自身の不行跡や役職上での失敗などにより召し放ちになる際、彼らが「追腹の子孫」であることが考慮される場合はほとんどなかつたことは、留意しておく必要がある。むしろ家名再興の理由のひとつとして、「追腹の子孫」

はとらえられていたと考えられる。

法事はときに、祥月命日以外に実施されることもある。安政三年の鍋島勝茂（泰盛院）二百回忌の記録によると、命日は三月二十四日だが、「殿様御下国御道中御日積被為相当候」ゆえ、二月二三日から二十四日に法事を執行することになったという。藩主の参勤交代の日程のため、

法事が一ヶ月早く行われたのである。法事を実施する高伝寺は、幕や茶の湯の茶碗などをはじめ、勝茂に殉死した二六人のために靈膳椀二六膳、菓子台二六個などを用意するよう、寺社方へ依頼している⁽⁹⁾。靈前に勝茂と二六人の殉死者への供え物が並べられ、彼らの靈を慰めるべく集つた現藩主と「追腹の子孫」が、ともに追悼する姿を思い描いてみれば、それは主君と家臣が相互の家の歴史を追憶し、それを更新する営みであつたと言える⁽¹⁰⁾。

安永六（一七七七）年一一月の直茂室（陽泰院）百五十回忌もまた、祥月命日の正月八日ではなく、前倒して前年の一一月八日に高伝寺で法要が執行された。八人の子孫は朝五つ時前に高伝寺へ集合し、法事のあと焼香をした。白銀一枚ずつ拝領し、香典として金子一〇〇疋を献上している（直茂の法要では幕末に至るまで、一

人白銀三枚を拝領しているので、藩祖とその室ではランク付けがされていたものとみえる）。八人の「追腹の子孫」のうち、馬渡清兵衛・中原文左衛門・馬場崎茂兵衛は小城家の家来だつた。分家の家臣でありながら「追腹の子孫」であるがゆえに、彼らは本家の当主とお目見えする機会を得ることができたのである⁽¹¹⁾。

分家小城家の家臣三人が「追腹の子孫」にみられるのは、次のような事情がある。初代藩主勝茂が三五万七〇三六石を安堵する朱印状を交付されたのは、慶長一八（一六一三）年のことだつた。しかしその四年前、勝茂はすでに弟忠茂を祖とする鹿島家を創設していた。そして、元和三（一六一七）年には、長男元茂を祖とした小城家、寛永一六（一六三九）年には五男直澄を祖とする蓮池家を設け、本家を支える三つの分家体制を作り出した（一七世紀中葉には、小城家の石高は七三二五二石となり、三家の中でも最も高かつた）。小城家には直茂の隠居分と直茂に付属していた侍も含まれていたので、直茂やその室への殉死者に、小城家家臣がいたのである。

しかし、時間が経つにつれて本家と分家との関係には変化が生じた。二代藩主光茂の治世に「三家格式」が決

められ、勝茂の長男の系譜をひく小城家は、勝茂の次男の子光茂が率いる鍋島本家の統制下に入ることになる。とはいえ、小城家家臣であるとの自負は、近世後期になつても残つていた。文政三年八月に小城家家臣右近形次郎が写したものと考えられる史料には、文化一三年に高

伝寺で行われた直茂（日峯）二百回忌の際に、寺での拝礼席順をめぐり諍いが生じたとある。江副兵部左衛門ら「追腹の子孫」六人が、自分たちは「侍」なので佐賀町人中願寺よりあとに拝礼することはできないとクレームをつけ、結局、中願寺上席で拝礼したらしい。小城家家臣の血を引く六人にとっては、本家の次に分家という順番ではなく、侍と町人以下という順番で拝礼をしたかったのであろう。下級家臣の末席にあっても、「追腹の子孫」の「侍」であるという名譽心を有していたのである。⁽¹²⁾ このような形で殉死が顕彰されるようになると、その由緒を利用する寺もでてくる。初代勝茂の子で、夭折した忠直（興国院）の百五十回忌は、天明四年正月二八日に行われることになつていて。それについて、前年の冬に静元寺から、興国院の遺髪を納めた御靈屋の大破を理由とした修理願いが出された。曹洞宗静元寺は、直茂の

いとこ鍋島清虎の子の生三が開基となつて建てた寺である。生三は直茂の側近で、家老格の家柄の一つとなる姉川鍋島家の祖として、佐賀藩政を支えた人物であつた。

そのような人間関係を考えれば、忠直の遺髪が静元寺に伝わついていても不思議ではない。しかし、興国院の御靈屋も御影堂も、鍋島本家菩提寺の高伝寺にあり、法事もそこで行つてるので、藩は静元寺の遺髪を高伝寺の御影堂に改めて納め、石塔も興国院の御靈屋の後ろに置くことにした。高伝寺は、後述する直茂の祖父清久の意志を継いで、直茂の父清房が建立した寺で、鍋島家の菩提寺であると同時に、領内の曹洞宗寺院の中心的位置を占めていた。静元寺からの由緒の主張に対し、藩はそれを吟味して余計な出費を避け、祭祀の合理化を図つたと言えよう。壊れていた殉死者の位牌は修理され、「追腹の子孫」は従来同様、藩主にお目見えをして焼香した。⁽¹³⁾ 天明期は佐賀藩で藩政改革が行われていた時期である。天明四年九月一〇日に年寄役から請役所へ通達した書付には、次のようにみえる。

御家中帰参、又は断絶之家等被相立候節、只今迄は、

半知ニ而大半被 召出候得共、専右躰家柄等之訳を

以被 召出候得は、半知ニも相限間敷、其家ニ被相

対、先以小錄（祿）ニ而も被相立、其者之御用相立

候振立次第、本知ニも可被仰付儀候、已後右躰之吟

味有之節は、其心得有之候様被 仰出之⁽¹⁴⁾

家中の帰参や断絶した家の再興の際、これまでにはたいへい半知で召し出していたが、家柄を理由に召し出すのであれば半知に限る必要はないので、まずは小祿で家を再興し、その後の奉公の程度によって本知にするかどうかを判断するように変更した、とある。確かに先祖の追腹や戦死戦功は過去の栄光ではあるが、それを理由に子孫がいつまで優遇されるのかは問題である。先祖の追腹や戦死戦功は、断絶していた家を復活するきっかけとなり得たが、その家がその後も存続するかどうかは、ひとえに現当主の奉公と力量にかかっている、という考え方である。先の静元寺の例は、寺についても由緒を主張するだけでは、藩から修復金などの名目で援助を受けることが難しくなつていく時代の前触れともどれよう。

（三）下からの顕彰

殉死を顕彰しようとする藩は「追腹の子孫」に、先祖が追腹をした主君の回忌法要に参加する名誉を与えた。

それによつて、大名と「追腹の子孫」は殉死という過去の記憶を共有し、そのような先祖を持つ主君と家臣の家の末裔である事実を再確認することによつて、歴史における自己、自家のアイデンティティを獲得した。しかし、顕彰行為は上から一方的に行われただけではない。

「御自歌并五士伝記」と題する史料は、初代藩主鍋島勝茂の子で寛永二二年正月八日に逝去した忠直（興国院）と、彼に殉死した五人を顕彰したものである。安政三（一八五六）年七月に作成された。忠直が詠んだ「ゆふされはなそへなくして今はただ、いやめつらしき我身也けり」の歌と、五人が殉死に至つた経緯が書かれている。安政三年二月は忠直の父、勝茂（泰盛院）の二百回忌にあつており、忠直の没後二二〇年でもあつた。

追腹を切つた五人の画像への賛と序を福島蔚が書き、「追腹の子孫」の一人、林形左衛門昌彭の弟、江口平太

夫孝章が殉死の理由と子孫のその後について記している。

追腹をした者は「節士」と表現されている。福島蔚がどのような人物かは不明だが、年老いた林形左衛門から頼まれた弟の江口孝章は、忠直の御真影がまつられている水上山に行き、画工にそれを写し取らせ、追腹の五人を一幅の画に仕立てた。江口自身は「いくすえも輝く月の十す鏡」と詠じた。

殉死に至った経緯については、他の史料にも見える通りで、新しい情報は含まれていらないが、「追腹の子孫」の側が先祖と忠直の関係をどのように理解していたのかを知る手がかりとなるので、紹介しよう。①綾部弥左衛門は、高伝寺での灯籠見物に出かけた際に、人混みの中で脇差が抜けて怪我をした。これを聞いた直茂が、玄蕃の子なら人をあやめた可能性もあるが、自分には伝えないようにと言つたことを、あとから聞いた弥左衛門が、「上意のあり難き事心魂に徹し、御供のため追腹」をしたとある。②木下長右衛門は、重態の主君の身代わりになると言つて、主君の逝去前日に御前で切腹した。長右衛門は直茂と同い年で、寛永はじめから御側仕えをし、妻もなく跡継ぎもなかつたので、藩は本知二〇〇石を取り上

げ、その代わりに母親へ茶湯料として毎年二〇石ずつ下賜し、その死後は一類の次郎右衛門へ跡式を相続させた。

③江副金兵衛は忠直の遺骨を高野山へおさめ、そこに庵を結んで主君の像を刻み、御前に自分がかしこまつている自画像を作り、一周忌に追腹を切つた。辞世の歌は「こそそのけふなく成し君を弔てことしのけふそ跡したひ行」だつた。④林形左衛門は、たまたま忠直死去の前年に使者をつとめたことから、近習として仕えるようになると言われたにもかかわらず、出府前に忠直が逝去したため、一日も奉公できなかつたことを悔やみ、「数多の中より御撰ミに預り候御厚恩身に余り追腹之覺悟しける由」を述べ、留められたのを振り切つて四月九日の葬送の際に追腹を切つた。⑤荒木勘助は忠直の幼少時から御側仕えをし、懇ろに召し使われて仁恵を蒙つたので追腹を切つた。手明鑓としての切米は弟が相続し、のちに勘助の子には勝茂より新たに切米が与えられた。⁽⁵⁾

三、直茂（日峯）の明神号・大明神号獲得と 「追腹の子孫」

（二）直茂（日峯）の明神号獲得までの経緯

こうして殉死は禁止された後、顕彰されるようになり、「追腹の子孫」もまた自負を持つていたことが明らかになつた。ところで、彼らは回忌法要で先祖の靈を弔い、殉死の記憶を共有するだけでなく、藩祖をはじめとする藩の「御家」意識確立にも寄与していた。その一つが、鍋島家の先祖祭祀への参加である。大名や武士の神格化については、すでに高野信治氏が全国を対象として詳細なデータを集められ、佐賀藩についても直茂の明神号獲得をとりあげ、藩祖の神格化が政治性を帯びていたことを指摘している⁽¹⁶⁾。本章では明神号ならびに大明神号獲得の経緯と、そこで「追腹の子孫」が果たした役割について考察したい。

佐賀藩では、明和八年から直茂への大明神号勧請を希望していた。その旨を、久世家の家臣である六角左衛門

尉を通じて吉田家臣へ問い合わせたところ、「神号については、最初は靈神号、その後一〇年あまりで靈社号、それから一五、六年たつたら明神号を免許するのが一般的である。ただし、大明神号については吉田家の一存ではだせない。逝去から一〇〇年くらいたつていないと大明神号は無理である。正一位の勅許があればそれに連動して大明神号が与えられる」との回答を得た。六角左衛門尉の交渉の結果、直茂は逝去してから一五〇年以上たつているので、特別に靈神号、靈社号、明神号の三つをまとめて与えられることになった。ただし、それについて官物と謝礼が決まっているので、それを一度に支払う仕組みである。そこで、京都聞番から吉田家へ願書を提出した。

社は松原小路の土手の内側に建てることに決まった。小城・蓮池などの分家をはじめ着座クラスの武士に至るまで、御馳走夫二万人を差し出させた（一〇石につき一人半の計算）。地鎮祭が明和九年正月三日に行われ、四月七日には棟上げ式をしている。松原社へ日峯を安置するにあたり、宗智寺にあつた御影を写させた。祭日は命日の六月三日だが、明神号が勧請された五月六日には供物

や洗米、御神酒などを供えることになつた。

日峯への明神号に対する宣命には、藩主治茂の先祖直茂は勲功を海外にたて、武名を万世に伝えた故、封域の士民でその恩澤に浴さない者はなく、治茂は大孝の志が厚い、とある。直茂は文禄の役では、加藤清正たちとともに二番隊に属した。続く慶長の役では、勝茂とともに父子で朝鮮におもむいている。「勲功を海外に建て、武名を万世に伝う」とはこのことを指していふと考えられる。吉田家、役人三人、取次人には靈神号、靈社号、明神号それぞれに決まつた額の白銀を渡すことになつていた。さらに謝礼として、太刀一腰と馬代黄金一〇両を吉田家へ、白銀三枚を役人へ、白銀一枚を取次人へ、久世家へ晒布三疋、交渉人久世家家臣六角左衛門尉へ白銀三枚などを渡している。

神号は五月一四日に京都を出発して大坂から船で運ばれ、櫛田社、巨瀬社を経由して城に入った。櫛田社は現在の佐賀県神埼郡神埼町にあり、郡を代表する社で、由緒書上では景行天皇のときに創建されたと伝わる。江戸時代には鍋島家の援助で維持されていたようである。巨瀬社は現在の佐賀市巨勢町にある旧郷社である。城では

一同そろつて宣命を拝見し、暮六つ頃に城から松原社へ行列を作つて運んだ。この際、城から宮社までの御供を仰せつけられたのが、「御由緒有之左の面々」であつた。その名前をみると、江副甚兵衛、堤八兵衛、山本助右衛門などいずれも「追腹の子孫」であつた。

寄進の品々は奉幣串、神鏡、神弓と箭、鉢、狛犬、御簾、大燭台、鉄行燈、笛、盥などさまざまであつた。六月三日に鎮座がすみ、藩主が参詣して太刀一腰、御馬代金二〇〇疋を奉納した。三家（小城・鹿島・蓮池）、親類（白石鍋島、村田、くまじろ神代）、親類同格（武雄鍋島、こうじろ多久、諫早、須古鍋島）、家老（横岳鍋島、深堀鍋島、こぶし神代鍋島、太田鍋島、姉川鍋島、倉町鍋島）、着座（納富鍋島、山代鍋島、石井、岡部など一八家）、小城と蓮池の家老まで召し出され、酒を拝領した。また久世家からは三十六歌仙（絵は久世、歌は堂上方が寄り合いで書いた）が寄進された。明神様のお祭りとして、五月六日と六月三日については藩がお供えなどを手配し、歳暮・年始・月次・五節句などについては、御祭料米一〇石で社人がまかなかうようにと決められた。また恩赦も行われ、永蟄居御免一人、御預御免一人、所払御免三人、御城下の外御免

一人、元居村払御免二人、元居村ならびに旅出御免二
人、元居村ならびに御城下の外御免一人が赦免対象とな
った。断絶していた由緒ある家で名跡復活が認められた
のは、五人だつた。⁽¹⁷⁾

(二) 直茂の大明神号獲得

続いて、大明神号の獲得についてもみておく。明和九
(一七七二) 年から二三年後の寛政七(一七九五)年一
月一七日、日峯に大明神号が与えられた。勧請につい
ては、久世家の家臣六角佐渡守と京都聞番川浪市左衛門
が、吉田家家臣と熟談し、明神号を受けてから二〇年以
上たつので、大明神号を出すとの回答を得た。大明神号
の額は吉田自身が染筆し、京都で彫刻された。明神号を
受けたときには、明神号が入った箱などを社人がもつて
帰国したが、大明神号は藩の御進物役がもつて帰国した。
神宣は櫛田社に泊つたあと、松原社に入つた。前回同様、
吉田家や掛け合つた担当役人などに礼金を渡している。
今回は大明神号なので、吉田家には白銀一〇枚、担当役
人には銀一枚ずつ、染筆代として吉田家には別に白銀五

枚を渡している。

法楽につき、親類はじめ侍は全員、一度は参詣するよ
うにと仰せ付けがあつた。一二月二一日には、親類・親
類同格・家老・着座のほか、「追腹の子孫」などへも酒が
振る舞われた。この祝儀に際して恩赦も行われた。⁽¹⁸⁾また、
大明神号が与えられたことに対し、寛政七年一一月に
「奉納和歌」が行われた。詠み人目録によると、徳大寺
三位中将公迪を筆頭に西洞院四位入道風月まで、一五人
がそれぞれ与えられた題にしたがつて和歌を詠んでいる。
たとえば、徳大寺三位中将は「霞満山」の題で「うら
かに匂ふ春日のミねふもと、ひとつにこめてかすむ遠山」、
西洞院四位入道は「寄神祝」の題で「あきらけき神の光
は日峯の在すかことくににあふらむ」と詠み、大明神
号授与を祝つた。⁽¹⁹⁾

このとき、戦死戦功の家筋で断絶していた一〇家の名
跡が復活している。たとえば、小出武右衛門は元禄年中、
乱心による自殺で名跡が断絶した家の出身である。先祖
の小出覺右衛門は、直茂が千葉胤連へ養子に行つたとき、
千葉家から御側へつけられた家来一二人のうちの一人で、
家中になつた人物である。直茂から懇ろに召し使われ、

数々の戦場のお供もした、格別に由緒ある家柄として名跡をたてられ、五人扶持を拝領した。また勝屋九郎左衛門は正徳年中、疫病にかかつて自殺したため名跡が断絶した家で、一族から名跡願いが出されていた。先祖の勝屋宗機は蓮池の残党が籠つた城へ一番乗りして首を討ち取り、田尻鑑種と和平を結んだときの使者も勤めた。その子新五郎は直茂の供をして文禄の役で戦死している。戦死戦功の家筋として、こちらも五人扶持で名跡が復活している。野村七兵衛は六代藩主鍋島宗教のとき、一族で手明鑓の本村弥惣次の跡式に、無縁の者を一族のように偽つたかどで浪人となつていた。しかし、先祖の野村甚右衛門は朝鮮出兵で、加藤清正が籠城して敵數十萬に取り囲まれて援軍を要請したとき、直茂が二〇〇人ほどを付けて加勢させ、一〇〇日に及ぶ籠城で城を守り抜き、「無比類手柄御失念被成間敷旨蒙御意」つたほど、格別の戦功をあげたという。戦場で直茂とともに戦い、戦死した子孫として召し出された。⁽²⁰⁾

文化一四（一八一七）年には、直茂（日峯大明神）・直茂の祖父清久（伝心明神）・直茂室（陽泰明神）が合祀された⁽²¹⁾。そして、文政三（一八二〇）年には直茂二百年祭

が、また慶応三（一八六七）年には二百五十年祭が行われた。後者についてみると、三月七日～一三日まで日峯大明神の二百五十年祭が行われ、「追腹の子孫」は三月六日に城へ呼び出され、従来通り白銀を拝領している。一日に松原社へ参詣、一九日に藩主へお目見えして、酒・肴を拝領した。一方、六月二日～三日には、高伝寺で日峯二百五十年忌の法事が執り行われた。「追腹の子孫」は先例通り、六月三日の朝六つ時に寺へ行き、藩主にお目見えして焼香している。⁽²²⁾つまり、神社と寺の両方で行われた祭祀・法事に参加しているのである。

（三）直茂神格化の政治的背景

ここまで藩祖鍋島直茂の神格化の過程をみてきたが、その背景には鍋島家固有の本家分家関係がある。幕府は慶長一八（一六一三）年、総檢地の石高三五万七〇三六石を表高として公認した。しかし、すでに慶長一二年、鍋島勝茂は初代藩主となっていた。勝茂は慶長一四年、弟忠茂に二万石を与えて鹿島家が成立し、元和三（一六一七）年、長男元茂に直茂の隠居分とその家臣を与え、

小城家が生まれた。さらに寛永一八（一六三九）年、勝茂は九男直澄に三万五六二四石余りを与え、蓮池家が成立した。明暦二（一六五六）年に、勝茂は家臣団の家格序列を整備し、三家の知行高も小城藩七三二五二石、蓮池藩五二六二五石、鹿島藩二〇〇〇〇石に確定した。しかし、勝茂は翌年死去する。

二代藩主光茂の治世下、延宝六（一六七八）年に蓮池二代藩主が八朔の祝儀として、四代將軍家綱に太刀を献上したことをきっかけに、本家と分家の間に溝が生まれた。小城藩三代藩主直能が同調し、鹿島藩二代藩主直条も協力し、直条の父直朝、直能の嫡子元武も加え、連名で本家に対して分家への干渉に抗議した。これに対しても、光茂は天和三（一六八三）年、「三家格式」を定め、三家に対する統制を強化した。⁽²³⁾

以上のような鍋島家の本家分家関係を念頭において、日峯社造営を行った八代藩主鍋島治茂についてみてみよう。彼は二代藩主光茂の十五男で五代藩主宗茂の十男である。治茂は宝暦一三（一七六三）年四月七日から、分家の鹿島藩五代藩主をつとめていた（このときは直熙という名前である）。しかし、本家の七代藩主重茂（五代藩

主宗茂の九男）には跡継ぎがなく、宗茂の十男である治茂が本家を継ぐことになった。治茂が襲封したのは明和七年のことである。

治茂は明和八（一七七一）年、家督を相続してはじめて帰国した。明和九年四月に出した御代はじめの言葉には、勝茂が国法を詳細に定めたのでそれに従うこと、みだりに新制をたてないこと、君臣関係を大切にし、忠孝の道を失うことがないようにしてことなどがうたわれている⁽²⁴⁾。そして明和九年、日峯社を造営し、日峯が明神号を受けたのであつた。同年、治茂は「外様諸役」と「御側諸役」に対して「御改正御書付」を出し、藩政改革に着手した。治茂は「鳥ノ子帳」（藩法を集大成したもので明暦元（一六五五）年に完成）の精神にのつとつて、改革を断行しようとした。⁽²⁵⁾

こうしてみると、分家鹿島家の当主から本家の当主となつた治茂にとつて、三分家ができる前の直茂までさかのぼり、その神格化を行うことによつて鍋島一族を結集させ、藩政改革を成功させようとしたといえよう。

四、直茂祖父・直茂室の神格化と竜造寺家

(二) 竜造寺家と鍋島家

実は直茂だけではなく、直茂の祖父鍋島清久と直茂室も、嘉永二（一八四九）年に大明神号を受けていた。文化一四（一八一七）年、すでに明神号を受けていた直茂室（陽泰院）と直茂祖父（伝心院）が日峯社に合祀され、その後松原社と改められたようである。文政一一（一八二八）年の陽泰院二百年祭では、「追腹の子孫」三人が神拝を仰せつけられた。さらに嘉永二（一八四九）年五月には、陽泰院と伝心院が大明神号を得たお祝いが開催された。二人分の神宣が到着し安置されたあと、「追腹の子孫」が拝礼し、宮社から城へ移動し、酒と料理が振る舞われた。出席したのは、石尾、加々良、辻（二人）、馬渡、石川、田尻（二人）、中原、馬場崎の一〇人である。二之間で塗りの盃に御酒、吸い物、塗りの御膳に大かまぼこ、たら、タケノコという献立であつた。⁽²⁶⁾なぜ初代藩主勝茂以下ではなく、直茂の祖父清久と室

が松原社に祀られたのだろうか。そこには、竜造寺家と鍋島家の関係、ならびに初代藩主勝茂が帯びる政治的性格が関係している。

享禄三（一五三〇）年、大内義隆との戦いで竜造寺家兼に協力し、赤熊の面をかぶつて大活躍したといわれているのが、藩祖直茂の祖父鍋島清久である。彼はその実力を認められ、鍋島氏は竜造寺氏の家臣になつた。すなわち、鍋島清久は鍋島氏と竜造寺氏との関係を示す最初の人物である。鍋島清久・清房父子（直茂の祖父と父）は佐賀郡本庄に八〇町を安堵され、竜造寺家純の女（竜造寺隆信の伯母）は清房と結婚し、二人の間に直茂が生まれた。さらに弘治二（一五五六）年に隆信の母が清房に再嫁し、隆信と直茂は義兄弟となつた。天正一二（一五八四）年、隆信は有馬・島津の連合軍と沖田畷で戦い戦死した。隆信の子政家は天正一八年に早くも隠居し、子の高房が跡を継いだ。

一方、直茂の子勝茂は、慶長五（一六〇〇）年の関ヶ原の戦いで西軍に属し、家康はその罪を免じるかわりに柳川の立花宗茂を討たせた。慶長一二（一六〇七）年に高房と、隠居していた父の政家が死去し、竜造寺本家は

断絶した。そこで竜造寺氏の家督を相続し、佐賀藩鍋島家初代藩主となつたのが鍋島勝茂である。

つまり、かつての主家を継いだのが鍋島家なのだが、勝茂は徳川家康に対抗した歴史をもつていたということになる⁽²⁷⁾。勝茂は慶長一〇年、譜代大名岡部長盛の女で家康の養女となつた高源院と再婚し、徳川家との結びつきを強化した。高源院が産んだ忠直は夭折するが、その子

が二代藩主となり、徳川家養女の血筋を鍋島家に入れた形で家督が相続された。とはいえ、関ヶ原の戦いで徳川家に弓を引いた過去の重みは大きい。

直茂の祖父で竜造寺氏の家臣となつた清久と直茂室とが直茂と合祀され、松原社の祭礼が毎年行われたのは、以上のような政治的の背景にもとづいていたと考えられる。しかし、佐賀藩は竜造寺家に対して無関心だったわけではない。貞享元年は沖田畷の戦いで戦死した竜造寺隆信の百回忌であつた。史料によれば同年、阿部豊後守・堀田下総守が幕命により、諸大名が賜つた感状を点検し、

その際、竜造寺隆信と直茂の話に及んだという。佐賀藩では貞享二（一六八五）年三月二十四日に、甲冑姿の隆信の御影を宗竜寺へ奉納した。宗竜寺は天正一六（一五八

八）年、直茂が佐賀城鎮護のため、隆信の墓を竜泰寺から移して建立した寺である。同年六月三日には、直茂の御影も高伝寺へ奉納している⁽²⁸⁾。『葉隱』には、貞享二年六月三日の直茂の祥月命日に御影の讚ができる、高伝寺へ光茂が持参したとき、長崎から南蛮船が渡来したとの注進があり、すぐに帰城して陣立てを整え、七日に長崎に到着したとみえる⁽²⁹⁾。

時代は下つて天保五（一八三四）年、竜造寺隆信・政家・高房（祖父・父・子）を祀る敷山社が造営された。明治四年、佐賀藩一一代藩主鍋島直大は、鍋島家と竜造寺家両家の墓を高伝寺に集めた。また明治六年には、松原神社北殿に敷山社が遷座された。こうして、寺院と神社の両方で、竜造寺家と鍋島家がともに祀られるに至るのである。

（二）竜造寺家と鍋島家との由緒をもつ堤家

竜造寺家と鍋島家との由緒をともに持つてゐる堤家を例に、「追腹の子孫」が儀礼を通じて、両家の歴史とどのようにかかわっていくのか、ごく簡単にみておこう⁽³⁰⁾。

堤雅楽は龍造寺隆信・政家、その後、鍋島直茂に仕えた。直茂は臨終にあたり雅楽に対し、日頃から追腹を切ると言つてゐるようだが、勝茂の近習には老巧の士がないので、勝茂を支えるようにと言い残した。そこで雅楽は直茂死去後、法体となつた。しかし翌年（元和五年）六月三日、直茂の一周年忌に再び愁訴し、存念を聞いた勝茂は感激して追腹を許した。一方、雅楽の父堤貞元

は室が龍造寺和泉守の女で、天正一二（一五八四）年三

月二十四日、龍造寺隆信が沖田畷で戦死したときに、一緒に戦死した人物である。つまり、堤家は龍造寺家には戦死戦功の家柄として、鍋島家には「追腹の子孫」の家柄として認識される家であつた。

鍋島家についてみると、子孫は寛文七年六月三日、直茂（日峯）五十回忌の法事で茶湯料白銀三枚を与えられたのをはじめ、享保二年の日峯百回忌、明和四年の日峯百五十回忌、文政元年の日峯大明神二百年祭、慶応三年の日峯大明神二百五十年祭でも、それぞれ白銀三枚を拝領している。

一方、龍造寺家についても、子孫は天和三年の龍造寺隆信百回忌に、先祖が戦死した子孫として、宗竜寺で光

茂に拝謁したのをはじめ、享保一八年三月二四日の隆信百五十九回忌、天明三年の隆信二百回忌、天保二年の隆信二百五十年祭で、いずれも歴代藩主に拝謁している。さらに明治一七（一八八四）年三月には、松原社隆信公三百年祭にて、鍋島直大の館で酒を賜つてゐる。

（三）明治期の年祭・法事

明治期になつてからの「追腹の子孫」のゆくえについて、一言しておきたい。明治五（一八七二）年、初代藩主鍋島勝茂を合祀し、松原神社は県社となつた。明治六年には松原神社北殿に龍造寺家を祀る敷山社を遷座し、南殿には一〇代藩主鍋島直正が祀られた。大正一一（一九二二）年、松原神社南殿に一一代藩主鍋島直大を祀り、昭和八（一九三三）年には、松原神社に隣接して佐嘉神社が造営された。これは明治三十三年に、直正が明治維新的元勲として従一位追贈の宣命を受けたことから、別格官幣社として創建し、直正をその祭神としたものである。昭和二三（一九四八）年、直大も佐嘉神社に合祀された。

明治一一年に陽泰院の二百五十年祭と二百五十九回忌法

要が行われたときの史料から、神社での年祭と寺での法

要に費用がかかっていることがわかる。同時に「追腹の子孫」が明治期になつても、これらの儀礼に参加していることもうかがえる。

神号を受けた場合、宮社での祭祀があるため、寺での法事は「御茶湯」の名目で行い、本来なら「三等之御上金」で行うべきところ、物価高騰のため「二等之御上金」で法事を執行することになった。鍋島家では上金五円、位牌前の飾り二円、香典金一〇〇疋を用意した。「追腹の子孫」へは銀一枚ずつ下賜してきたが、金子二〇〇疋にする代替案も出された。しかし物価高騰の折、それでは銀一枚にも相当しないということで、金子三〇〇疋ずつ拝領させることになった。「追腹の子孫」が東京にいる場合などは、一族の代理人へ焼香させた。

寺での法事は一月三一日午後に読経、二月一日午前一〇時から法事と焼香という式次第だった。石尾・馬渡・田尻については代理が参加した。「陽泰大明神様御年祭」二百五十年祭については一四日・一五日に祭典が行われ、一五日には御館で「追腹の子孫」の内田・加賀良・田尻・中原が、吸い物、刺身、盛りつけ肴、御酒を振る舞わ

れている⁽³¹⁾

おわりに

深谷克己氏は、生者と死者が協働して歴史を作る、と論じた。たしかに、死者をどのように葬り、その死をいつ呼び出すのか、追悼に際して政治的・社会的にどのような扱いをするのかは、生者の問題である⁽³²⁾。

殉死は主君の死に殉じる行為だが、禁止されたのちも出家や剃髪は行われた。一方、禁止前に藩祖や歴代藩主などへ殉死した者の子孫は「追腹の子孫」と呼ばれ、回忌法要に参加して鍋島家当主とともに先祖の死を悼み、寺での焼香、藩主お目見え、銀子拝領などの「名誉」にあづかった。殉死した主君が神に祀られた場合にも祭祀に出席し、御家の権威を高める一助として機能した。その背景には、藩祖を祭神にすることによって、藩政改革を実施しようとする政治的意図がある場合もみられた。回忌法要で恩赦が実施された際には、戦死者の子孫とともに、断絶していた「追腹の子孫」の家も、先祖の由緒ゆえに家名復活や召し出しが行われることがあつた。殉

死者自身の意図はどうであれ、殉死はその子孫たちにとつて、政治的局面で藩主の「御家」とつながり続ける歴史的事柄と位置づけられたのである。

【註】

(1) ①については中川学『近世の死と政治文化—鳴物停止と穢』（吉川弘文館、二〇〇九年）、中川学「大名の死をめぐる頭髪規制の展開—月代に関する町役人の願書から」（入間田宣夫監修、鈴木岩弓・田中則和編『講座 東北の歴史』第六巻「生と死」（清文堂出版、二〇一三年）など、②については野口朋隆「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」『歴史学研究』八六二号（二〇一〇年）、近年の拙稿「幕藩権力による恩赦の構造と特質—近世中後期萩藩を事例に—」『日本史研究』六〇七号（二〇一三年）、同「加賀藩における恩赦の時代的変遷」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第五九輯（二〇一四年）など、③については今井昭彦『近代日本と戦死者祭祀』（東洋書林、二〇〇五年）、野口朋隆「佐賀藩における戦死者供養と家名再興」『研究紀要』（佐賀大学地域学歴史文化研究センター）四号（二〇一〇年）など、④については岸本覚「長州藩藩祖廟の形成」『日本史研究』四三八号（一九九九年）、岸本覚「長州藩の藩祖顕彰と藩政改

革』『日本史研究』四六四号（二〇〇一年）、高野信治「武士の民族神化と伝承の共有化—「武士神格化一覧・稿」の作成を通して—」『九州文化史研究所紀要』四八（二〇〇五年）、高野信治「近世大名家の「祖神」考—先祖信仰の政治化—」『明治聖徳記念学会紀要』復刊四四（二〇〇七年）、曾根原理『神君家康の誕生 東照宮と権現様』（吉川弘文館、二〇〇八年）、高野信治『大名の相貌時代性とイメージ化』（清文堂、二〇一四年）、前田俊一郎「加賀藩祖前田利家人神化と祭祀—藩祖信仰の民俗学的検討—」松崎憲三編『人神信仰の歴史民俗学的研究』（岩田書院、二〇一四年）などがあげられる。

(2) 山本博文「殉死の構造」（弘文堂、一九九四年）は熊本藩や佐賀藩の殉死について検討し、兼平賢治「徳川家綱政権の殉死禁止令と東北諸藩」細井計編『東北史を読み直す』（吉川弘文館、二〇〇六年）は、殉死禁止後の東北諸藩にみられる出家や剃髪について論じている。また深谷克己「死者のはたらきと江戸時代 遺訓・家訓・辞世」（吉川弘文館、二〇一四年）は、殉死を行う情動にかわって、身体を傷つけることなく弔意を表現する「服忌令」により、追悼の秩序が明示された点に注目している。なお別稿は『早稲田大学高等研究所紀要』第三号（二〇一五年二月）に掲載予定である。

(3) 佐賀県立図書館所蔵鍋島家文庫「御靈簿」(S複鍋一一六 一〇一)。以下、原史料はすべて佐賀県立図書館

所蔵鍋島家文庫による。「追腹子孫名書」(鍋二一一一九)、「勝茂公譜考譜」『佐賀県近世史料』第一編第二卷(佐賀県立図書館、一九九四年)。

(4) 『一〇代藩主鍋島直正公二〇〇年記念展図録 鍋島直正

の側近たち』(徴古館、二〇一四年)。

(5) 「勝茂公譜考補」『佐賀県近世史料』第一編第二卷。

(6) 「追腹子孫名書」。

(7) 野口朋隆、前掲「佐賀藩における戦死者供養と家名再興」。

(8) 「吉茂公譜」『佐賀県近世史料』第一編第四卷(佐賀県立

図書館、一九九六年)。

(9) 「泰盛院様二百年御忌記録」(鍋八七五一一三)。

(10) ちなみに萩藩では、安永三年四月二十四日(二七日)、萩の天樹院で毛利輝元の百五十回忌の法事が催された。その際、輝元に殉死した長井六郎左衛門の法事が二五日に當まっている。藩は銀子三枚を寺に納め、長井家の代表が出席した。殉死に關していえば、主君の回忌と殉死者の回忌は一致するから、法要の場は御家・家の記憶と歴史を確認する絶好の場だつたことになる。拙稿「法事の赦」に表象された政治的構図の変容——萩藩を事例に——

『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第六〇輯(二〇一六 一〇一)。以下、原史料はすべて佐賀県立図書館

四年度)。

(11) 「陽泰院様御法事二付記録」(鍋八七五一一四四)。ただし表紙は「慶応三年卯三月六日 松原社式壹百五拾年御年祭二付何れも御神押被仰付候」となつてゐる。

(12) 「日峯様式百年御忌御經營二付控帳」(鍋八七五一一一)。「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第七卷(佐賀県立図書館、一九九九年)。なお江副金兵衛は江戸詰により不参加、綾部弥左衛門は病気のため子を代理に出している。

(13) 「忠直公并御自歌五士伝記」(鍋〇三四一八)。

(14) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第七卷。

(15) 「高野信治『前掲書』。

(16) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第五卷。

(17) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第九卷。

(18) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第九卷(佐賀県立図書館、二〇〇一年)。

(19) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第十卷(佐賀県立図書館、二〇〇二年)。

(20) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第九卷。

(21) 前掲「日峯様式百年御忌御經營二付控帳」。鍋島清久と直茂室がいつ明神号を受けたのかは不明。

(23) 鍋島家の本家分家関係については、藤野保『佐賀藩』（吉川弘文館、二〇一〇年）、野口朋隆『近世分家大名論——佐賀藩の政治構造と幕藩関係』（吉川弘文館、二〇一一年）。

(24) 「泰國院様御年譜地取」『佐賀県近世史料』第一編第五巻。藤野保『佐賀藩』（吉川弘文館、二〇一〇年）。

(25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34)

前掲「陽泰院様御法事二付記録」。

岡山藩池田家では、長久手の戦いで先祖の池田恒興が秀吉とともに家康に対抗した歴史を持つていたため、天保期になつて恒興の墓参を池田家当主が行つていいかどうか、幕府にうかがつているほどである。拙稿「小牧・長久手の戦いの記憶と顕彰——池田恒興を事例に」（藤田達生編『近世成立期の大規模戦争 戰場論 下』（岩田書院、二〇〇六年）。

（35）（36）（37）（38）（39）（40）（41）（42）（43）（44）

『寛元事記』『佐賀県近世史料』第一編第三巻（佐賀県立図書館、一九九五年）。

斎木一馬・岡山泰四・相良亨校注『三河物語・葉隱』（日本思想大系二六（岩波書店、一九七四年）。なお、『佐賀県近世史料』第一編第一巻（佐賀県立図書館、一九九三年）の「鍋島直茂公譜」等の改題）によれば、幕府が家康以来の感状などを調べて将軍綱吉の上覽に供するよう命じたことが、藩主年譜や歴史書の編纂、資料収集の促進剤となつただろうとしている。

(30) 「堤家文書」（S複一六一〇四）のうち「堤家譜覚」「堤家系図」「堤氏系図地書」。

(31) 「陽泰院様式白五十年御法事并御年祭留書」（鍋八七五）三四）。

(32) 深谷克己『前掲書』。

【付記】

本稿は二〇一四年八月一〇日の科学研究費補助金・基盤研究（B）「ユーラシア諸帝国における君主と軍事集団の展開」（研究代表者・清水和裕）研究会、ならびに一〇月三一日の「歴史と史料の会」での報告をもとにしている。発表の機会を与えて下さつた関係者に感謝したい。なお本研究は、平成二六年度～平成二八年度科学研究費補助金・基盤研究（B）（研究代表者・谷口眞子）「軍事史的観点からみた一八〇一九世紀における名誉・忠誠・愛国心の比較研究」（研究課題番号二六二八四〇八九）の研究成果の一部である。